

長野県林業土木調査等業務仕様書 新旧対照表

新（令和2年11月1日適用）（改正後）	旧（平成30年1月1日適用）（改正前）
<p>長野県設計・測量等業務委託標準契約書の条項追加に伴う仕様書の改定については、この新旧対照表への反映を省略しています。</p> <p>もくじ</p> <p>第1編 地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2.7節 受注者の賠償責任等</p> <p>第2章 地質調査業務</p> <p>第5節 <u>機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験</u></p> <p>第2編 測量業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2.8節 受注者の賠償責任等</p> <p>第3編 設計業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2.6節 受注者の賠償責任等</p> <p>第3章 治山設計業務</p> <p>第1節 <u>溪間工治山ダム工設計</u></p> <p>第1 <u>溪間工治山ダム工</u>予備設計</p> <p>第2 <u>溪間工治山ダム工</u>実施設計</p> <p><u>第3 治山ダム（透水型・遮水型）実施設計</u></p> <p><u>第4 治山ダム（透過型）実施設計</u></p>	<p>もくじ</p> <p>第1編 地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2.7節 受注者の賠償責任</p> <p>第2章 地質調査業務</p> <p>第5節 オランダ式二重管コーン貫入試験</p> <p>第2編 測量業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2.8節 受注者の賠償責任</p> <p>第3編 設計業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2.6節 受注者の賠償責任</p> <p>第3章 治山設計業務</p> <p>第1節 <u>溪間工設計</u></p> <p>第1 <u>溪間工</u>予備設計</p> <p>第2 <u>溪間工</u>実施設計</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

長野県林業土木調査等業務仕様書 新旧対照表

新 (令和2年11月1日適用) (改正後)	旧 (平成30年1月1日適用) (改正前)
<p>第1編 地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第11節 提出書類</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム (テクリス) に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を作成し、書面によりテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約締結後、15日 (休日等を除く) 以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日 (休日等を除く) 以内に、完了時は業務完了後15日 (休日等を除く) 以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。(担当技術者の登録は3名までとする)。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより発行の「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間 (休日等を除く) に満たない場合は、変更時の提出登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスにより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>第27節 受注者の賠償責任等</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約書第40条に規定する瑕疵責任に係る損害契約不適合責任として請求された場合</p>	<p>第1編 地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第11節 提出書類</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について業務実績情報システム (テクリス) に基づき受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、書面により監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約後、15日 (休日等を除く) 以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日 (休日等を除く) 以内に、完了時は業務完了後15日 (休日等を除く) 以内に、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。(担当技術者の登録は3名までとする)。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間 (休日等を除く) に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスにより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。</p> <p>第27節 受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約書第40条に規定する瑕疵責任に係る損害</p>

長野県林業土木調査等業務仕様書 新旧対照表

新（令和2年11月1日適用）（改正後）	旧（平成30年1月1日適用）（改正前）
<p>(3) (略)</p> <p>第33節 安全等の確保</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に当たり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（<u>建設省事務次官通達平成5年1月11-2日国土交通省告示第496号令和元年9月2日</u>）を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p> <p>第2章 地質調査業務</p> <p>第1節 機械ボーリング</p> <p>第4 成果物</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。</p> <p>なお、ボーリングコアをコア箱に収納する際に端部を切り落とす必要があるときは、主任技術者または担当技術者が切り落とす位置を判断し、記録を残すこと。<u>なお、採取したコアの提出要否については、監督職員と協議するものとする。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>第5節 <u>機械式コーン</u>（オランダ式二重管コーン）貫入試験</p> <p>第1 目的</p> <p><u>機械式コーン</u>（オランダ式二重管コーン）貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、縮まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。</p> <p>第2 試験等</p>	<p>(3) (略)</p> <p>第33節 安全等の確保</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に当たり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（<u>建設省事務次官通達平成5年1月12日</u>）を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p> <p>第2章 地質調査業務</p> <p>第1節 機械ボーリング</p> <p>第4 成果物</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。</p> <p>なお、ボーリングコアをコア箱に収納する際に端部を切り落とす必要があるときは、主任技術者または担当技術者が切り落とす位置を判断し、記録を残すこと。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第5節 オランダ式二重管コーン貫入試験</p> <p>第1 目的</p> <p>オランダ式二重管コーン試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、縮まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。</p> <p>第2 試験等</p> <p>1 試験方法及び器具は、JIS A1220（オランダ式二重管コーン貫入試験方法）によ</p>

長野県林業土木調査等業務仕様書 新旧対照表

新（令和2年11月1日適用）（改正後）	旧（平成30年1月1日適用）（改正前）
<p>1 試験方法及び器具は、JIS A1220 <u>（機械式コーン（オランダ式二重管コーン）</u>貫入試験方法）によるものとする。</p> <p>2 ～ 3 （略）</p> <p>第3 成果物 （略） （1）（略） （2）試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用してJIS A1220 <u>（機械式コーン（オランダ式二重管コーン）</u>貫入試験方法）により整理するものとする。</p> <p>第7節 孔内水平載荷試験 <u>（プレッシャーメータ試験）</u></p> <p>第1 目的 孔内水平載荷試験 <u>（プレッシャーメータ試験）</u> は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。</p> <p>第2編 測量業務共通仕様書 第1章 総則 第1節 適用</p> <p>1 測量業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、長野県林務部の発注する測量業務（以下「測量業務」という。）に関する測量・調査等業務請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2 ～ 4 （略）</p> <p>第11節 提出書類 1～2（略）</p> <p>3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実</p>	<p>るものとする。</p> <p>2 ～ 3 （略）</p> <p>第3 成果物 （略） （1）（略） （2）試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用してJIS A1220（オランダ式二重管コーン貫入試験方法）により整理するものとする。</p> <p>第7節 孔内水平載荷試験</p> <p>第1 目的 孔内水平載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。</p> <p>第2編 測量業務共通仕様書 第1章 総則 第1節 適用</p> <p>1 測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、長野県林務部の発注する測量業務（以下「測量業務」という。）に関する測量・調査等業務請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2 ～ 4 （略）</p> <p>第11節 提出書類 1～2（略）</p> <p>3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について業務実績情報システム（テクリス）に基づき受注・変更・完了時に業務実績情報として「登</p>

長野県林業土木調査等業務仕様書 新旧対照表

新（令和2年11月1日適用）（改正後）	旧（平成30年1月1日適用）（改正前）
<p>績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を作成し、書面によりテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は3名までとする）。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより発行の「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスにより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>第28節 受注者の賠償責任</p> <p>1 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約書第40条に規定する瑕疵責任にかかる損害が生じた場合契約不適合責任として請求された場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3編 設計業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第11節 提出書類</p> <p>1～2 (略)</p>	<p>録のための確認のお願い」を作成し、書面により監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は3名までとする）。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスにより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。</p> <p>第28節 受注者の賠償責任</p> <p>1 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約書第40条に規定する瑕疵責任にかかる損害が生じた場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3編 設計業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第11節 提出書類</p> <p>1～2 (略)</p>

長野県林業土木調査等業務仕様書 新旧対照表

新 (令和2年11月1日適用) (改正後)	旧 (平成30年1月1日適用) (改正前)
<p>3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を作成し、書面によりテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は3名までとする）。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより発行の「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスにより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>第26節 受注者の賠償責任等</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 契約書第40条に規定する瑕疵責任に関する損害契約不適合責任として請求された場合</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p>第32節 安全等の確保</p> <p>1 ～ 4 (略)</p>	<p>3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について業務実績情報システム（テクリス）に基づき受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、書面により監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は3名までとする）。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスにより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。</p> <p>第26節 受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 契約書第40条に規定する瑕疵責任に関する損害</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p>第32節 安全等の確保</p> <p>1 ～ 4 (略)</p>

長野県林業土木調査等業務仕様書 新旧対照表

新（令和2年11月1日適用）（改正後）	旧（平成30年1月1日適用）（改正前）
<p>5 （略）</p> <p>(1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2)～(3) （略）</p> <p>6 ～ 8 （略）</p>	<p>5 （略）</p> <p>(1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2)～(3) （略）</p> <p>6 ～ 8 （略）</p>
<p>第2章 設計業務等一般</p> <p>第11節 設計業務の成果</p> <p><u>1</u> 成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。</p> <p><u>なお、治山ダム設計Bの場合は、2の内容によりとりまとめるものとする。</u></p> <p>1 設計業務成果概要書</p> <p>設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。</p> <p>2 設計計算書等</p> <p>計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。</p> <p><u>2 治山ダム設計Bの成果品</u></p> <p><u>(1) 設計説明書</u></p> <p><u>現地踏査等により把握した現地状況を示す写真とともにその結果をとりまとめるものとする。</u></p> <p><u>設計条件、基本事項、治山ダム工等の位置、高さ及び構造の決定に至る経緯、検討内容、施工上留意すべき事項等を的確かつ詳細に解説しとりまとめるものとする。</u></p> <p>3 (2) 設計図面</p> <p>設計図面は、<u>標準仕様書及び特記仕様書に示す方法</u>により作成するものとする。</p> <p>4 (3) 数量計算書</p> <p>数量計算書は、森林整備保全事業設計積算要領別表「主要項目の数値基準等」及び「森林整備保全事業数量算出要領」（林野庁・最新版）及び「治山事業設計指</p>	<p>第2章 設計業務等一般</p> <p>第11節 設計業務の成果</p> <p>成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>1 設計業務成果概要書</u></p> <p><u>設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。</u></p> <p><u>2 設計計算書等</u></p> <p><u>計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>3 設計図面</u></p> <p>設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。</p> <p><u>4 数量計算書</u></p> <p>数量計算書は、森林整備保全事業設計積算要領別表「主要項目の数値基準等」、「森林整備保全事業数量算出要領」（林野庁・最新版）及び「治山事業設計指針」（長野県</p>

長野県林業土木調査等業務仕様書 新旧対照表

新（令和2年11月1日適用）（改正後）	旧（平成30年1月1日適用）（改正前）
<p>針]（長野県林務部）により行うものとし、算出した結果は、工種別、区間別に取りまとめるものとする。</p> <p>ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。</p> <p>5 概算工事費</p> <p>概算工事費は、監督員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。</p> <p>6 施工計画書</p> <p>(1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。</p> <p>ア 計画工程表</p> <p>イ 使用機械</p> <p>ウ 施工方法</p> <p>エ 施工管理</p> <p>オ 仮設備計画</p> <p>カ 特記事項その他</p> <p>(2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。</p> <p>(4) その他（使用した理論、計算式、文献等）</p> <p>設計説明書、設計図面及び数量計算書に用いた理論、計算式の根拠資料として計算過程及び文献等を明記する。</p> <p>7 現地踏査結果</p> <p>受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。</p> <p>現地踏査等により把握した現地状況、設計条件、基本事項、治山ダム工等の位置、高さ及び構造の規模の決定に至る経緯、検討内容、施工上留意すべき事項等を理論、計算式、計算過程及び文献等の根拠資料を付して作成するものとする。</p>	<p>林務部）により行うものとし、算出した結果は、工種別、区間別に取りまとめるものとする。</p> <p>ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。</p> <p>5 概算工事費</p> <p>概算工事費は、監督員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。</p> <p>6 施工計画書</p> <p>(1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。</p> <p>ア 計画工程表</p> <p>イ 使用機械</p> <p>ウ 施工方法</p> <p>エ 施工管理</p> <p>オ 仮設備計画</p> <p>カ 特記事項その他</p> <p>(2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>7 現地踏査結果</p> <p>受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。</p> <p>(新設)</p>

長野県林業土木調査等業務仕様書 新旧対照表

新（令和2年11月1日適用）（改正後）	旧（平成30年1月1日適用）（改正前）
<p>第3編</p> <p>第3章 治山設計業務</p> <p>第1節 <u>溪間工治山ダム工設計</u></p> <p>第1 <u>溪間工治山ダム工</u>予備設計</p> <p>1 ～ 2（略）</p> <p>第2 <u>溪間工治山ダム工</u>実施設計</p> <p>1 ～ 2（略）</p> <p><u>第3 治山ダム（透水型・遮水型）実施設計</u></p> <p><u>1 業務目的</u></p> <p><u>治山ダム工及び治山ダム工設置に必要な構造物等（以下「治山ダム等」という。）の実実施設計業務は、設計図書に基づく設計条件及び実施設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等を確認するとともに、工事に必要な詳細構造及び仮設計画を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</u></p> <p><u>2 設計計画</u></p> <p><u>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1章第12節業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</u></p> <p><u>3 現地踏査</u></p> <p><u>受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、林況、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し、併せて工事の施工に必要な仮設等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。</u></p> <p><u>4 基本事項検討</u></p> <p><u>受注者は、現地踏査の結果及び設計条件等に基づき、実施設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。なお、検討結果を監督員に報告しなければならない。</u></p> <p><u>5 施設設計</u></p> <p><u>受注者は、予定された計画地点の設計条件により、治山ダム等の位置、高さ及び構造等を決定し、設計計算及び計算結果に基づく施設設計図面及びその施設を施工するために必要な仮設計画図面の作成を行うものとする。</u></p>	<p>第3編</p> <p>第3章 治山設計業務</p> <p>第1節 <u>溪間工治山ダム工設計</u></p> <p>第1 <u>溪間工治山ダム工</u>予備設計</p> <p>1 ～ 2（略）</p> <p>第2 <u>溪間工治山ダム工</u>実施設計</p> <p>1 ～ 2（略）</p> <p><u>(新設)</u></p>

長野県林業土木調査等業務仕様書 新旧対照表

新（令和2年11月1日適用）（改正後）	旧（平成30年1月1日適用）（改正前）
<p><u>なお、施設設計の範囲は特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は業務の着手時に施設設計の範囲を監督員と協議しなければならない。</u></p> <p><u>6 数量計算</u></p> <p><u>受注者は、工事の費用を算定するために必要な数量を算出し、数量計算書を作成するものとする。</u></p> <p><u>数量計算書の作成に当たっては、算出課程・根拠を明示するとともに、下記に示す事項によるものとする。</u></p> <p><u>ア 工事目的物及び工事の施工に必要な仮設の延長、面積、体積、重量又は質量</u></p> <p><u>イ 土量については、土質、土量変化率</u></p> <p><u>ウ 材料については、規格、寸法、配合、標準・特注の別等</u></p> <p><u>エ 上記事項に係る、運搬に関する事項、作業機械の種類、規格</u></p> <p><u>7 照査</u></p> <p><u>受注者は、第1章第8節照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>ア 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、検討結果が適切であるか確認する。</u></p> <p><u>イ 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</u></p> <p><u>ウ 実施設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認する。</u></p> <p><u>エ 全ての成果物について正確性、適切性、及び整合性の確認をする。</u></p> <p><u>8 設計説明書</u></p> <p><u>現地踏査等により把握した現地状況、設計条件、基本事項、治山ダム工等の位置、高さ及び構造の規模の決定に至る経緯、検討内容、施工上留意すべき事項等を理論、計算式、計算過程及び文献等の根拠資料を付して作成するものとする。</u></p> <p><u>第4 治山ダム（透過型）実施設計</u></p> <p><u>1 業務目的</u></p> <p><u>治山ダム工及び治山ダム工設置に必要な構造物等（以下「治山ダム等」という。）</u></p>	<p>(新設)</p>

長野県林業土木調査等業務仕様書 新旧対照表

新（令和2年11月1日適用）（改正後）	旧（平成30年1月1日適用）（改正前）
<p><u>の実施設計業務は、設計図書に基づく設計条件及び実施設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等を確認するとともに、工事に必要な詳細構造及び仮設計画を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</u></p> <p><u>2 設計計画</u></p> <p><u>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1章第12節業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</u></p> <p><u>3 現地踏査</u></p> <p><u>受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、土石流・流木対策に関する調査（第2節流木対策第1流木対策調査に基づく調査後の変化に関する調査）、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、林況、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し、併せて工事の施工に必要な仮設等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。</u></p> <p><u>4 基本事項検討</u></p> <p><u>受注者は、現地踏査の結果及び設計条件等に基づき、実施設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。なお、検討結果を監督員に報告しなければならない。</u></p> <p><u>5 施設設計</u></p> <p><u>受注者は、予定された計画地点の設計条件により、治山ダム等の位置、高さ及び構造等を決定し、設計計算及び計算結果に基づく施設設計図面及びその施設を施工するために必要な仮設計画図面の作成を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、施設設計の範囲は特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は業務の着手時に施設設計の範囲を監督員と協議しなければならない。</u></p> <p><u>6 数量計算</u></p> <p><u>受注者は、工事の費用を算定するために必要な数量を算出し、数量計算書を作成するものとする。</u></p> <p><u>数量計算書の作成に当たっては、算出課程・根拠を明示するとともに、下記に示す事項によるものとする。</u></p> <p><u>ア 工事目的物及び工事の施工に必要な仮設の延長、面積、体積、重量又は質量</u></p>	

長野県林業土木調査等業務仕様書 新旧対照表

新（令和2年11月1日適用）（改正後）	旧（平成30年1月1日適用）（改正前）
<p><u>イ 土量については、土質、土量変化率</u></p> <p><u>ウ 材料については、規格、寸法、配合、標準・特注の別等</u></p> <p><u>エ 上記事項に係る、運搬に関する事項、作業機械の種類、規格</u></p> <p><u>7 照査</u></p> <p><u>受注者は、第1章第8節照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>ア 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、検討結果が適切であるか確認する。</u></p> <p><u>イ 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</u></p> <p><u>ウ 実施設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認する。</u></p> <p><u>エ 全ての成果物について正確性、適切性、及び整合性の確認をする。</u></p> <p><u>8 設計説明書</u></p> <p><u>現地踏査等により把握した現地状況、設計条件、基本事項、治山ダム工等の位置、高さ及び構造の規模の決定に至る経緯、検討内容、施工上留意すべき事項等を理論、計算式、計算過程及び文献等の根拠資料を付して作成するものとする。</u></p> <p>第3節 流路工</p> <p>第2 成果物</p> <p>(略)</p> <p>1 <u>溪間工予備設計治山ダム設計A（治山ダム予備設計）</u>の成果物</p> <p>表3-1 <u>溪間工予備設計治山ダム設計A（治山ダム予備設計）</u>の成果物一覧</p> <p>(略)</p> <p>2 <u>溪間工実施設計治山ダム設計A（治山ダム詳細設計）</u>の成果物</p> <p>表3-2 <u>溪間工実施設計治山ダム設計A（治山ダム詳細設計）</u>の成果物一覧</p> <p>(略)</p> <p>3 <u>溪間工実施設計治山ダム設計B実施設計</u>の成果物（簡略版）</p> <p>表3-3 <u>溪間工実施設計治山ダム設計B実施設計</u>の成果物（簡略版）一覧</p>	<p>第3節 流路工</p> <p>第2 成果物</p> <p>(略)</p> <p>1 <u>溪間工予備設計</u>の成果物</p> <p>表3-1 <u>溪間工予備設計</u>の成果物一覧</p> <p>(略)</p> <p>2 <u>溪間工実施設計</u>の成果物</p> <p>表3-2 <u>溪間工実施設計</u>の成果物一覧</p> <p>(略)</p> <p>3 <u>溪間工実施設計</u>の成果物（簡略版）</p> <p>表3-3 <u>溪間工実施設計</u>の成果物（簡略版）一覧</p>

長野県林業土木調査等業務仕様書 新旧対照表

新（令和2年11月1日適用）（改正後）

旧（平成30年1月1日適用）（改正前）

設計項目	成果物	縮尺	摘要
溪間工実 施設計	設計説明書		A4版
	位置図（原則として国土地理院発行の地形図とする）	1/50,000 1/25,000	
	平面図	1/1,000 必要に応じ1/200～ 1/2,000	等高線の間隔は、2～10m
	縦断面図	水平1/1,000 垂直は溪床勾配1/10 未満は 水平の5倍、溪床勾配1/10 以 上は水平の2倍を標準とする。	
	横断面図	1/100 必要に応じ1/10～1/200	
	構造図	1/100 又は1/200	
	詳細図	1/10～1/50	
	標準図	適宜	
	間詰図等	1/100 又は1/200	数量計算
	掘削（床掘）図	1/100 又は1/200	数量計算
	数量計算書又は計算図	適宜	CD等による納品
	設計計算書		

設計項目	成果物	縮尺	摘要
溪間工実 施設計	設計説明書		A4版
	位置図（原則として国土地理院発行の地形図とする）	1/50,000 1/25,000	
	平面図	1/1,000 必要に応じ1/200～ 1/2,000	等高線の間隔は、2～10m
	縦断面図	水平1/1,000 垂直は溪床勾配1/10 未満は 水平の5倍、溪床勾配1/10 以 上は水平の2倍を標準とする。	
	横断面図	1/100 必要に応じ1/10～1/200	
	構造図	1/100 又は1/200	
	詳細図	1/10～1/50	
	標準図	適宜	
	間詰図等	1/100 又は1/200	数量計算
	掘削（床掘）図	1/100 又は1/200	数量計算
	数量計算書又は計算図	適宜	CD等による納品
	設計計算書		

設計項目	成果物	縮尺	摘要
------	-----	----	----

長野県林業土木調査等業務仕様書 新旧対照表

新（令和2年11月1日適用）（改正後）				旧（平成30年1月1日適用）（改正前）			
設計計画	設計説明書			A4縦			
現地踏査	現地踏査とり						
基本事項検査	検査とめ結果						
施設設計	現地写真						
設計説明書作成							
施設設計	図面類	位置図	1/50,000	原則として国土地理院作成の地形図			
		平面図	1/1,000 以上				
		縦断面図	1/1,000 以上				
		横断面図	1/1,000 以上				
		構造図	1/100 以上				
		掘削（床掘り）図	構造図と同縮尺				
		間詰及び埋戻し図	構造図と同縮尺				
		仮設図	監督員と協議				
		その他図面	監督員と協議				
数量計算	数量計算書						
	使用した理論、計算式、文献等						
	その他			特記仕様書による			
照査	照査報告書						
4 ～ 8（略）				4 ～ 8（略）			
9 流路工実施設計の成果物（簡略版）				9 流路工実施設計の成果物（簡略版）			
表3-3-9 溪間工 流路工実施設計の成果物（簡略版）一覧に準ずる。				表3-3 溪間工実施設計の成果物（簡略版）一覧に準ずる。			
設計項目	成果物	縮尺	摘要				
溪間工実施設計	設計説明書		A4版				
	位置図（原則として国土地理院発行の地形	1/50,000					
		1/25,000					

長野県林業土木調査等業務仕様書 新旧対照表

新（令和2年11月1日適用）（改正後）			旧（平成30年1月1日適用）（改正前）		
	<u>図とする）</u>				
	<u>平面図</u>	<u>1/1,000</u> <u>必要に応じ 1/200～</u> <u>1/2,000</u>		<u>等高線の間隔は、2</u> <u>～10m</u>	
	<u>縦断面図</u>	<u>水平 1/1,000</u> <u>垂直は溪床勾配 1/10 未満は</u> <u>水平の 5 倍、溪床勾配 1/10 以</u> <u>上は水平の 2 倍を標準とする。</u>			
	<u>横断面図</u>	<u>1/100</u> <u>必要に応じ 1/10～1/200</u>			
	<u>構造図</u>	<u>1/100 又は 1/200</u>			
	<u>詳細図</u>	<u>1/10～1/50</u>			
	<u>標準図</u>	<u>適宜</u>			
	<u>間詰図等</u>	<u>1/100 又は 1/200</u>		<u>数量計算</u>	
	<u>掘削（床掘）図</u>	<u>1/100 又は 1/200</u>		<u>数量計算</u>	
	<u>数量計算書又は計算図</u>	<u>適宜</u>		<u>CD等による納品</u>	
	<u>設計計算書</u>				
	<u>その他参考資料</u>				
以降	（略）		以降	（略）	